## 教育機関設置条例の一部を改正する条例の原案について(概要)

令和2年8月19日 企画管理部教育総務課 教育振興部生涯学習課

## 1 改正概要

- ○教育機関設置条例、千葉県県立少年自然の家の管理等に関する条例の一部を改正及び 千葉県県立青年の家の管理等に関する条例を廃止しようとするもの。
- ○現行の3つの「少年自然の家」と2つの「青年の家」を、5つの「青少年自然の家」 に変更する。

【少年自然の家】

手賀の丘、水郷小見川、君津亀山

【青年の家】 東金、鴨川

【目的】団体生活を通じて少年を自然に親しませ、 少年の健全な育成を図ること 【目的】団体生活を通じて青少年の 健全な育成を図ること





【青少年自然の家】

手賀の丘、水郷小見川、君津亀山、東金、鴨川

【目的】団体生活を通じて青少年を自然に親しませ、青少年の健全な育成を図ること

## 2 改正理由

○ 青年の家は、もともとは勤労青少年の職業訓練を想定した施設であり、少年自然の家は、少年に学校や家庭では得がたい体験をさせ、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養うこと等を目的とした施設であった。しかし、ともに設置時からのあり方や時代認識も変わってきており、少子化や生活様式の変化など、必然的に変換の時期にきている。利用者においても、青年団体・少年団体・異年齢団体など、幅広い層となっている。

これらの状況を踏まえ、令和2年5月27日に策定した「県立青少年教育施設の再編構想」に基づき、これからの県立青少年教育施設での活動は、地域の特徴や魅力を生かしていくための自然体験・野外活動を中心に転換を図っていくこととする。「少年自然の家」「青年の家」の区別をなくし、改正後の目的を「団体生活を通じて青少年を自然に親しませ、青少年の健全な育成を図ること」とする。

また、名称については、上記目的を達成するため、青少年を対象とした様々な体験学習や交流ができるプログラムを実施するとともに、地域の豊かな自然環境を生かした体験活動ができる施設として、「青少年自然の家」とする。

## 3 改正内容

- ○「教育機関設置条例の一部を改正する条例」を制定する。また、「千葉県県立少年自然の家の管理等に関する条例」の一部を改正及び「千葉県県立青年の家の管理等に関する条例」を廃止する。(令和3年4月1日)
  - (概要)
    - ・「少年自然の家」を「青少年自然の家」に改める。
    - 「青年の家」を削除する。
    - ・「千葉県県立<u>少年</u>自然の家の管理等に関する条例」を「千葉県県立<u>青少年</u>自然の家の管理等に関する条例」に改める。
    - ・現行の管理条例について、「<u>少年</u>自然の家」から「<u>青少年</u>自然の家」に対応できる ように所要の変更をする。
    - 「千葉県県立青年の家の管理等に関する条例」は廃止する。
    - ・「千葉県立東金青少年自然の家」は、令和8年4月1日に廃止する。